

各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

(公印省略)

平成27年分給与所得者の源泉徴収票の送付について（通知）

標記について、別添のとおり送付しますので、下記により処理してください。

記

1 源泉徴収票の取扱いについて

受給者交付用を職員に交付し、所属所用（再交付用原票）を各所属所で保管してください（保存期限は7年です）。

源泉徴収票配布時に、再交付は所属所において行うことを職員に周知し、再交付の申請があった場合は、次により処理してください。

- （1）所属所用（再交付用原票）をコピーし、所属長の原本証明を行い、職員に交付してください。
- （2）職員に異動があった場合の再交付は、旧所属所で行ってください。
- （3）所属所用の再交付用原票は紛失しないよう、特に注意してください。教職員課には控えがないため、再交付はできません。

2 源泉徴収票の様式変更について（平成24年分から）

平成22年度税制改正による生命保険料控除の改組に伴い、平成24年分から源泉徴収票の様式が以下のとおり一部変更となっています。

摘要欄に「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」、「旧個人年金保険料の金額」の各欄が設けられ、「保険料控除申告書」により報告された各種保険料の金額が記載されます。これに伴い、「個人年金保険料」欄はなくなります。

3 所得税申告区分の確認

職員本人の申告誤り又は申告漏れにより所得税申告区分を誤って報告した場合は、職員本人が確定申告を行うよう周知してください。

4 摘要欄の扶養親族名等の確認について

摘要欄の扶養親族名等は、「扶養親族報告」又は「扶養親族数報告書」により報告された氏名、続柄が記載されています。

(1) 「扶養親族報告」又は「扶養親族数報告書」の報告内容が誤っていた場合
源泉徴収票を手書きで修正の上、職員に交付してください。

(2) 「扶養親族報告」又は「扶養親族数報告書」で報告したとおりに文字が記載されていない場合

電算システムの都合上、記載されない漢字があるため、手書きで修正の上、職員に交付してください。

(3) 一部の続柄については、「扶養親族報告」又は「扶養親族数報告書」で報告された続柄コードを簡略化して記載されているため、誤りがなければそのまま職員に交付してください。

(例：長男・長女・二男・二女→子、養父→父、養母→母)

また、年少扶養親族については続柄ではなく、「年少扶養親族名(年少)」と表記されます。

5 住所の確認について

平成28年度住民税課税資料として、各職員の源泉徴収票に記載されている市区町村へ当課から報告書を送付します。

源泉徴収票に記載されている住所と、平成28年1月1日現在の住民登録住所が一致していないと、住民税の重複課税や課税漏れ等が生じる場合があります。**必ず職員本人が確認するよう徹底してください(臨時的任用職員についても確認が必要です。)**

確認の結果、源泉徴収票の住所に誤りがある場合は、別紙「住民税特別徴収に係る住所訂正依頼」(以下、「住所訂正依頼」という。)を作成し、別紙の裏面に源泉徴収票の写しを添付の上、提出してください。

ただし、住所の不一致が同一市区町村内の場合は、報告の必要はありません。

※「住所訂正依頼」では、給与マスタの住所を変更できませんので、給与マスタの住所を修正する場合は、別途、例月の給与報告で修正してください。

「住所訂正依頼」の提出先および提出期限

(1) 提出先

さいたま市教職員課又は所轄の教育事務所が定める場所

(2) 提出期限

さいたま市教職員課又は所轄の教育事務所が定める日 ※ 期限厳守

6 住宅借入金等特別控除について

(1) 住宅借入金等特別控除額の確認について

税源移譲の実施に伴い、平成19年分以降の所得税の額が減少したことにより、所得税の額から控除できる住宅借入金等特別控除額（平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に入居した者に限ります。）が減少する者については、市区町村が給与支払報告書を確認し、翌年度分の住民税から控除されます。

また、平成27年度の地方税法の改正により、平成21年1月1日から平成31年6月30日までの間に入居した者で、新築又は増改築をした住宅について所得税の住宅借入金等特別控除の適用がある者についても、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額が翌年度分の住民税から控除されます。

源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」欄には、今回の年末調整により控除された額が記載されています。所得税から控除しきれなかった場合は、源泉徴収票の摘要欄に「住宅控除可能額」（＝住宅借入金等特別控除可能額）として記載されます（対象とならない場合、記載はありません）。

住民税からの住宅ローン控除の詳細については、居住市区町村へ問い合わせるよう必ず職員に周知してください。

(2) 2以上の居住開始年月日に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けている又は特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合

摘要欄に、居住開始年月日の他に、それぞれの「控除の種類」及び「借入金等年末残高」が記載されます（対象とならない場合、記載はありません。）。

(3) 住宅の取得等が特定取得に該当する場合

摘要欄に、（特定取得）と記載されます（対象とならない場合、記載はありません。）。

※「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

埼玉県教育局教育総務部教職員課 給与支給・システム管理担当

※お問い合わせは、所轄の教育事務所またはさいたま市教職員課へお願いします。

別紙

平成28年 月 日

教育局教育総務部教職員課長 様
(さいたま市教職員課・ 教育事務所 経由)

(所属所長名)

住民税特別徴収に係る住所訂正依頼

下記職員について「平成27年分給与所得の源泉徴収票」の住所が、平成28年1月1日現在の住所と違いますので、給与支払報告書の訂正をお願いします。

記

職員氏名・職員番号（ゴム印）

※ 該当する番号に○をつけてください

- 1 本採用職員
- 2 臨時的任用職員

1 住 所

源泉徴収票に打ち出された住所		市区町村コード	
1月1日現在の住所（居所）		市区町村コード	
1月1日現在住民票のある住所		市区町村コード	

2 訂正を要する原因及び理由記入欄（具体的に）

（住民票と居所が違う場合は、その理由を記入してください。）

住所を異動した日 平成 年 月 日 住民票を異動した日 平成 年 月 日
※住民票の異動を届出した日ではなく、異動した日を記入してください。

※ 今回送付した源泉徴収票の写しを裏面に貼付してください。

所属所名	
所属所コード	

記入者氏名

電話番号

源泉徴収票（写し）添付箇所